

平成 2 3 年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 縮減 ）

No	3	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	中小企業等基盤強化税制（地域産業資源活用事業計画）	
見直し内容（概要）	<p>中小企業地域資源活用促進法に基づく「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた中小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除のいずれかの選択適用を認める措置について、適用期限の延長を行わないこと。</p>	
関係条文	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項 3 号</p>	
増収見込額	+ 4 6 百万円（ 1 6 , 8 6 1 百万円 ）（単位：百万円）	
廃止又は縮減の理由	<p>本制度は、平成 19 年度に創設以降、中小企業地域産業資源活用促進法第 11 条に基づき、地域経済を支える中小企業者が、産業技術や観光資源等の地域資源を活用した、生産・提供及び需要の開拓による新事業展開の取組を支援することにより、中小企業経営改善を実施し地域経済の活性化を図ることを目的に延長してきた。</p> <p>しかしながら、地域産業資源活用事業計画は、平成 19 年 10 月から認定が開始されており、平成 21 年度までに 823 件の事業が認定されているが、現時点においては本税制措置の利用実績はなく、政策目的に向けた手段としての有効性が認めにくいことから、本制度の延長要望を取りやめることとする。</p>	